

指定居宅介護支援事業所の運営規程

道南ロイヤル病院指定居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人 財団 明理会が開設する道南ロイヤル病院指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保する為の人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）のある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護状態等になった利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力の応じ自立した生活を営むことが出来るよう配慮し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じ、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が多様な事業所から総合的かつ効果的に提供されるよう支援を行う。

事業の実施の当たっては、関係市町村、地域包括センター、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業所及び介護保険施設との綿密な連携を図るとともに、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立な業務に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 道南ロイヤル病院居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 久遠郡せたな町北檜山区北檜山 322-4（道南ロイヤル病院内）

(職員の職種、人員、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名 常勤職員（介護支援専門員と兼務）

管理者は、事業所の従事者の管理、指定居宅介護支援の利用者の申込に係わる調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業所運営の必要な指揮命令を行う。

- (2) 介護支援専門員 2名以上 常勤職員（管理者と兼務）

介護支援専門員は、介護サービス計画の作成及び指定居宅サービス事業者等との連絡調整等、介護支援サービスの提供及び市町村からの受託に基づく要介護認定調査業務に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。
但し、祝日、12月30日(午後)～1月3日までを除く。
(週5日不定休)
- (2) 営業時間 8時30分から17時30分
電話番号 0137-83-8023

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりにし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、利用者からは利用料を徴収しないものとする。通常の実施地域を超えて居宅介護支援に要した交通費は実費が必要な場合がある。

1、指定居宅介護支援の提供方法、内容

(1) 相談体制

事業者内に相談室を整備し、利用者からの相談に適切に対応する。

(2) 課題分析票の種類

利用者に対する介護サービス計画原案作成のために使用する課題分析式については、「MDS-HC 2.0」等とする。

(3) 介護サービス計画の作成

(4) サービス担当者会議

介護サービス計画原案に対し、専門的な見地から意見を求めるため、原則、利用者及び家族と当該計画原案に位置付いた指定居宅サービス等の担当者を招集して行うサービス担当者会議を自宅又は事業者内会議室において開催する。ただし利用者の同意で、テレビ電話等で開催する場合がある。

(5) 居宅訪問

居宅サービス計画作成に当たり、利用者の置かれている環境の評価や現に抱えている問題を把握する為、居宅訪問による面接調査を行う。また、当該計画作成後においても、居宅サービス計画の実施状況等を把握し、サービス計画の変更など、利用者等が求めるサービスが適当に提供されるよう居宅訪問等の方法による支援を行う。ただし、介護保険で定める条件を満たした場合、テレビ電話で行う場合がある

(6) その他、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うために必要と認められるサービスの提供を行う。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、久遠郡せたな町（北檜山区、瀬棚区、大成区）、瀬棚郡今金町の区域とする。

(虐待の防止のための措置)

第8条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止検討委員会への参加、年一回以上の職員研修を実施

(2) 新規職員採用時の研修実施

(3) 虐待の防止のための指針の整備

(4) 虐待防止に関する担当者の選定

(5) 身体的拘束等の適正化の推進

(6) その他虐待防止のために必要な措置

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第10条

- 1 当事業所は、介護支援専門員等の資質の向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関して、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務態勢を整備する。
- 2 当事業所は、ハラスメントにより従業員の就業環境が害されることを防止するため「ハラスメントの防止等」に関する規程」を制定し遵守する。
- 3 認知症対応力の向上と利用者の介護サービスの選択、公正中立の確保の観点から、研修の受講状況等、認知症に係る事業者の取組状況、サービス利用割合、同一事業所によって提供されたものの割合などについて、介護サービス情報公表制度において公表する。
- 4 当事業所は、感染症、災害等においても居宅介護支援の提供が継続できるように業務継続計画を策定し、従業員に対して研修及び訓練を定期的実施する。
- 5 当事業所は、感染症の予防及びまん延の防止の指針を整備し従業員に対して研修及び訓練を定期的実施する。
- 6 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 7 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、従業者で無くなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用計画の内容とする。又、テレワークを実施するにあたり、個人情報適切に管理し、利用者の処遇に支障が生じないように行う。
- 8 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規定は、平成30年10月1日から施行する。

この規定は、平成30年11月1日から施行する。

この規定は、平成30年12月1日から施行する。

この規定は、平成31年4月1日から施行する。

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

この規定は、令和4年10月1日から施行する。

この規定は、令和5年4月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

この規定は、令和6年9月1日から施行する。